

会)の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務職員を置くことができ、事務職員は会計及び会務を補佐する。

3 事務職員は有給とする。

4 事務局長は、常務理事の中から理事会において選定される。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(設立時社員)

第49条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

[Redacted]	山 口 高 史
	鴨 田 知 博
	海老原 次 男

(設立時役員)

第50条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	山 口 高 史、	同	鴨 田 知 博、
設立時理事	海老原 次 男、	同	湯 沢 賢 治、
設立時理事	宮 川 創 平、	同	堀 孝 文、
設立時理事	鈴 木 英 雄、	同	齋 藤 誠

[Redacted]	設立時代表理事(会長)	山 口 高 史		
[Redacted]	設立時監事	須磨崎 亮、	同	中馬越 清 隆

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第52条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。